

議案第 36 号

加西市子ども・子育て会議条例の制定について

加西市子ども・子育て会議条例を、別紙のとおり制定する。

平成 25 年 6 月 3 日提出

加西市長 西 村 和 平

加西市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する施策を調査審議するため、加西市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織等)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協力の要請)

第6条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 子ども・子育て会議の最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(審議資料) 議案第36号 加西市子ども・子育て会議条例の制定について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の制定を踏まえ、同法に掲げる事務を処理するとともに、市が実施する児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策について調査審議する機関を設置する必要があることから条例を制定するもの

【概 要】

(1) 設置の目的

子ども・子育て支援に関する施策を調査審議することを主な目的とする。

(2) 所掌事務

子ども・子育て支援事業計画の策定・変更等に関し意見を述べる。

(3) 委員

15人以内（保護者、子ども・子育て支援に関する事業の従事者、子ども・子育て支援に関する学識経験者）

政策等の形成過程説明資料

平成25年6月定例会

議案等の件名	議案第36号	政策等の区分	計画・事業・ 条例
	加西市子ども・子育て会議条例		その他()

①【政策等を必要とする理由】

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の制定を踏まえ、同法に掲げる事務を処理するとともに、市が実施する児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策について調査審議する機関を設置する必要があることから条例を制定するものである。

②【検討した他の政策等の内容】

③【他の自治体の類似する政策との比較】

県下では本年度に条例制定を予定する自治体は都市部に集中している状況である。近隣市町では認定こども園や私立幼稚園のない自治体もあり、各市が抱える幼保施設によって、条例対応にはばらつきがあるが、本市においては、公立の幼保施設が多く、幼保一体化の推進及び幼児教育と子育て支援の充実を図るために条例の制定化は必要である。

④【総合計画における位置づけ】

基本方向	6 身近な幸せを実感できる安全と安心の暮らしづくり
基本計画	21 安心できる子育て支援

○その他の計画(該当する場合にのみ記載)

計画名称	
策定年度	
計画期間	

⑤【関連する法令及び条例、規則】

児童福祉法、学校教育法、その他の子どもに関する法律

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】(H25・26年度予算)

(単位:千円)

総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源
3,929				3,929

(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

⑧【市民参加の状況】

有 ・ 無

(パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

審議会において市民代表、保護者代表等が参画する。

⑨【政策の効果予測】

幼保一体化の推進、幼児教育と子育て支援の充実を図る。

担当部局	担当課	添付資料の有無
教育委員会	こども未来課	有 ・ 無